

平成 29 年 10 月 24 日

各商工会議所（連合会）あて（別紙単名各通）

国土交通省東北運輸局福島運輸支局長

公益社団法人福島県トラック協会長

トラック運送における運賃・料金の収受ルールの変更について

平素から、運輸行政及びトラック運送事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、長時間の荷待ちや契約にない附帯作業の要請等により、トラックドライバーの労働環境は厳しく、また、他の産業に比べて低賃金の傾向が見られ、トラックドライバー不足が深刻な課題となっています。

このため、厚生労働省、国土交通省及び公益社団法人全日本トラック協会は連携して、トラック業界の適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けて、検討・対策を進めているところです。

また、国土交通省では「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を立ち上げ、その具体的な方策等について検討を行った結果、運賃と料金の範囲を明確化し、運送以外の役務の対価を運賃とは別建ての料金として収受できる環境を整備する必要があるとされたところです。

今般、当該検討会の議論を踏まえ、トラック事業者と荷主の契約書のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」（平成 2 年運輸省告示第 575 号）の一部を改正し、適正な運賃・料金を収受するための環境整備を図ったところですが、荷主の皆様にも「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨、及び新たな運賃・料金の収受ルールについて理解を深めていただくことが肝要です。

貴団体におかれましては、本運送約款の改正趣旨をご理解いただくとともに、傘下の会員企業に対し、別添リーフレットの貴団体の広報誌、ホームページへの掲載等による積極的な周知について、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

東北運輸局福島運輸支局 輸送・監査部門 及川・佐藤

電話 024-546-0345

（ガイダンスのあと、『3』をプッシュして下さい）

別紙

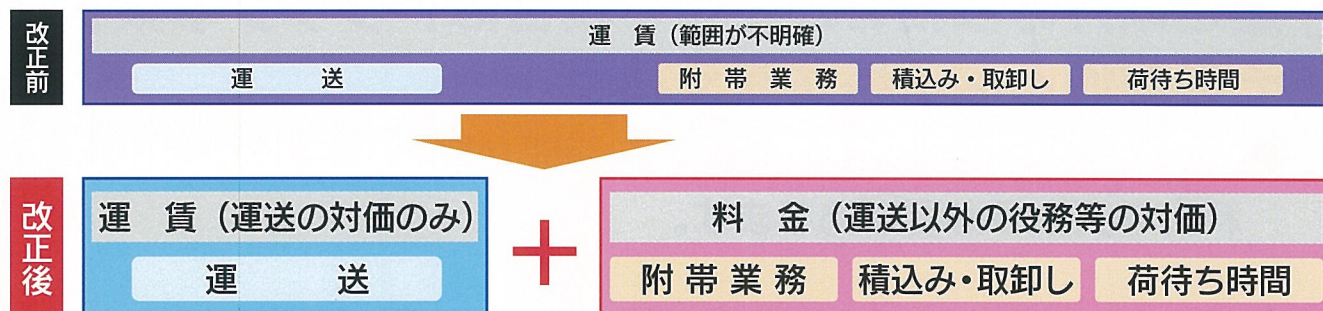
送 付 先	郵便番号	住 所
福島県商工会議所連合会	960-8053	福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 8 階
福島商工会議所	960-8053	福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 8 階
郡山商工会議所	963-8005	郡山市清水台 1 - 3 - 8
会津若松商工会議所	965-0816	会津若松市南千石町 6 - 5
いわき商工会議所	970-8026	いわき市平田町 1 2 0 ラトブ 6 階
白河商工会議所	961-0957	白河市道場小路 9 6 - 5
原町商工会議所	975-0006	南相馬市原町区橋本町 1 - 3 5
会津喜多方商工会議所	966-0827	喜多方市字沢ノ免 7331
相馬商工会議所	976-0042	相馬市中村字桜ヶ丘 7 1
須賀川商工会議所	962-0844	須賀川市東町 5 9 - 2 5
二本松商工会議所	964-8577	二本松市本町 1 - 6 0 - 1

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

①「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



②「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていただきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者にその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問 合 せ 先

国土交通省貨物課 ☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課	☎ 011-290-2743	近畿運輸局貨物課	☎ 06-6949-6447
東北運輸局貨物課	☎ 022-791-7531	中国運輸局貨物課	☎ 082-228-3438
関東運輸局貨物課	☎ 045-211-7248	四国運輸局貨物課	☎ 087-835-6365
北陸信越運輸局貨物課	☎ 025-285-9154	九州運輸局貨物課	☎ 092-472-2528
中部運輸局貨物課	☎ 052-952-8037	沖縄総合事務局陸上交通課	☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。

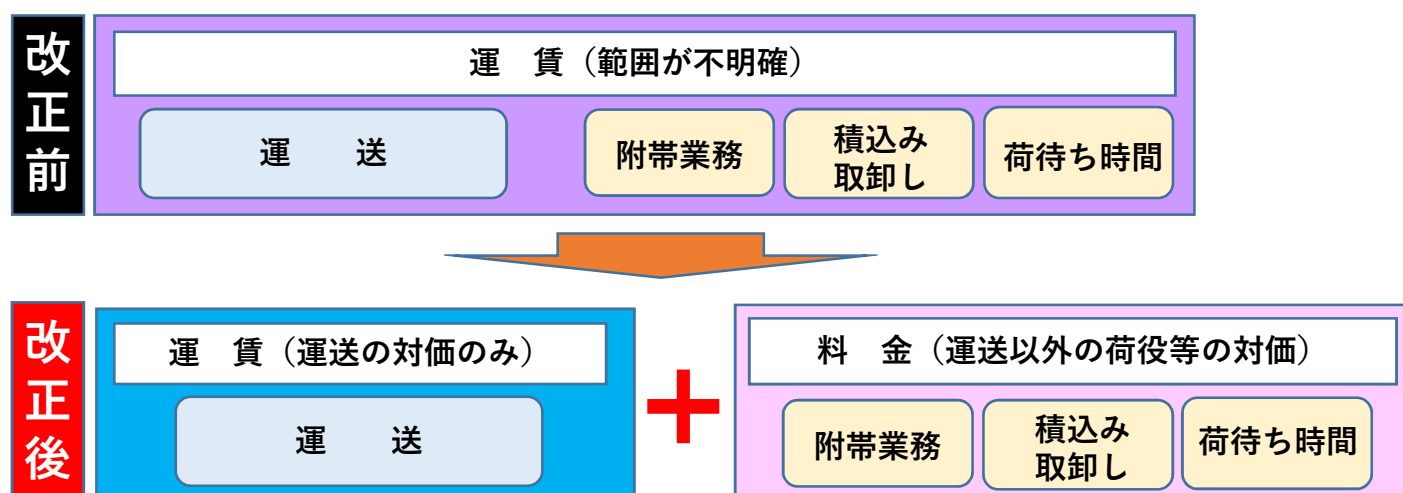
皆さまのお荷物を安全に運ぶために！ ～ 標準貨物自動車運送約款等の改正～

荷主の皆さまの大切なお荷物を安全に運ぶため、トラック運転者の長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要があります。

**平成29年11月4日よりトラック運送における
運賃・料金の収受ルールが変わります**

1 「運賃」と「料金」の区分を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



2 積込み、取卸しの役務には、料金が発生します

荷主からの委託による積込み及び取卸しには「積込料」、「取卸料」が必要です。

3 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による荷待ち時間の対価を「待機時間料」とします。

4 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する付帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



国土交通省東北運輸局福島運輸支局



公益社団法人福島県トラック協会

荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます!

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

①「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転防止措置義務違反)

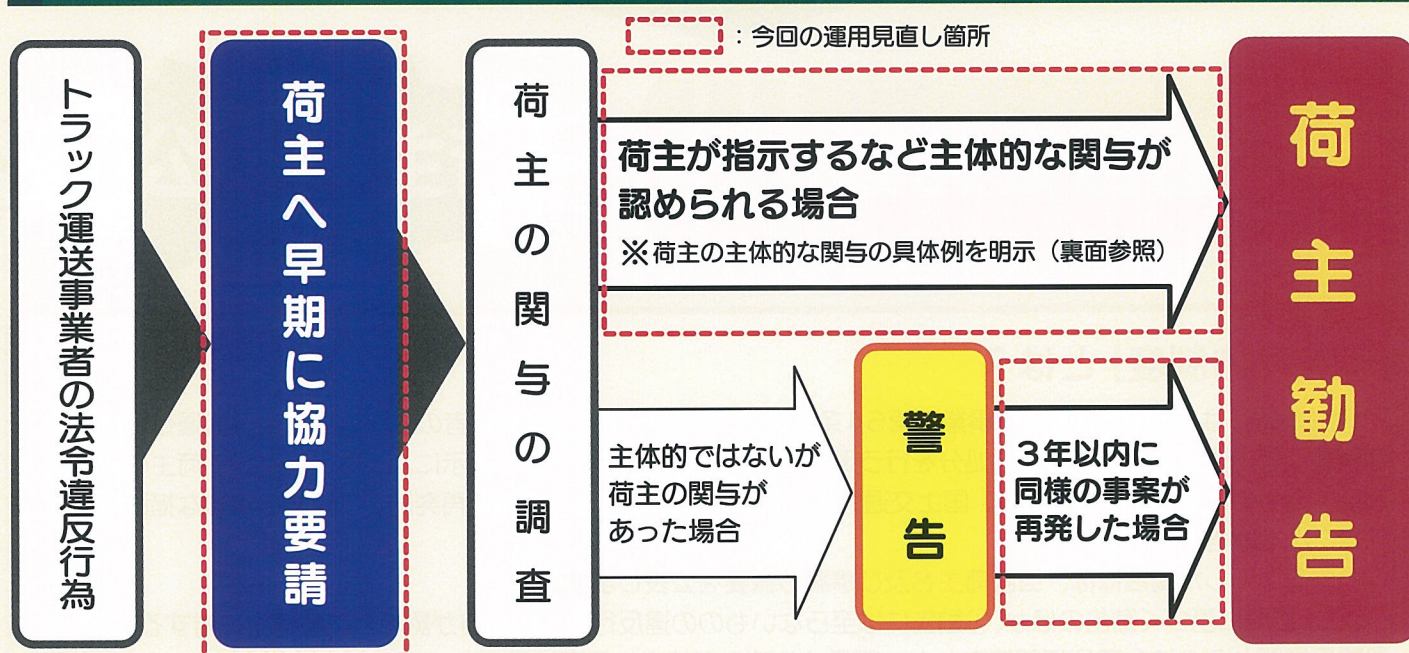
労働時間の主なルール (平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号)

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1 か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・継続 8 時間以上
運転時間	・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	・4 時間以内

②「道路法(車両制限令)違反」(車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行)

③「道路交通法違反」(過積載運行、速度超過等)

新たな荷主勧告制度の概要



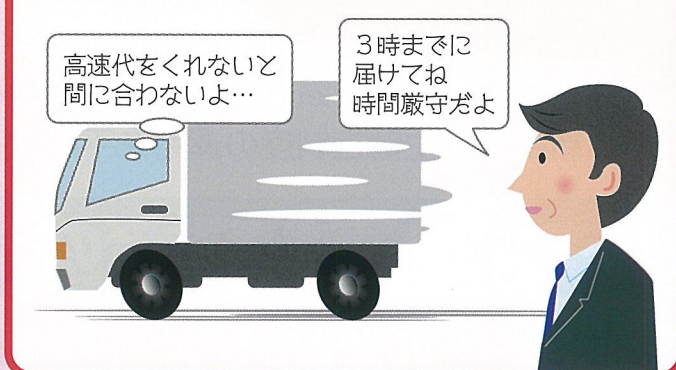
荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

荷主の関与についての調査（荷主勧告該当性調査）を実施

① 荷待ち時間の恒常的な発生



② 非合理的な到着時刻の設定



③ やむを得ない遅延に対するペナルティ



④ 重量違反等となるような依頼



調査の結果、上記の事例に
該当する場合

荷主勧告を発動

荷主名の公表

「荷主勧告制度」とは？

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。